

記者発表（ <del>発表</del> ・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
5／24 （水） 14:00	阪神北県民局 県民交流室 環境課	ダイヤルイン 0797-83-3145	環境参事 岸本 和史 （室長補佐兼環境課長 岡田 圭司）	県政記者クラブ 阪神南県民センター （同時発表）

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

令和5年5月24日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

### 記

#### 1 行政処分の内容

##### (1) 被処分者

住 所 大阪府守口市寺内町一丁目10番11-101号

名称及び代表者 株式会社マミヤ 代表取締役 松宮 康一

##### (2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

##### (3) 処分年月日 令和5年5月24日

#### 2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。）
・許可の年月日	令和5年3月19日
・許可番号	第02803199869号
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

#### 3 処分の理由

被処分者の役員は、罰金の刑に処せられ、平成30年5月29日にその刑の執行が終了し、その日から5年を経過しないため。